

## 区民協働まちづくり事業に関する要綱

(平成 14 年 3 月 25 日市長決裁)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民と行政との協働により地域特性に応じたきめ細かな地域づくりを推進するため、区民協働まちづくり事業に関し必要な事項を定めるものとする。

### (事業内容)

第2条 区民協働まちづくり事業は、企画事業及びまちづくり活動助成事業により構成する。

#### (企画事業)

第3条 企画事業は、市民の創造性と意欲を最大限に活かし、地域課題の解決、地域の活性化及び特色ある地域づくりを推進する事業で、次に掲げる事業により構成する。ただし、区長が財政局長に対し予算を要求する権限を有する他の事業で行うべき事業及び施設、設備又は備品を新たに設置することを主たる目的とする事業を除く。

- (1) 地域力向上支援事業
- (2) 区民協働企画事業

2 地域力向上支援事業は、地域団体等による主体的な地域課題の解決及び地域の活性化を推進するため、初期の段階で行政が関る方が効果的な事業をいう。

3 区民協働企画事業は、特色ある地域づくりを推進するため、市民参画や市民と行政との役割分担等により協働で取り組む方が効果的な事業をいう。

#### (まちづくり活動助成事業)

第4条 まちづくり活動助成事業は、市民団体が行うまちづくり活動に対する公募による助成事業を行う。

2 まちづくり活動助成事業において、助成金の額は 1 事業につき 50 万円を限度として予算の範囲内で区長が決定することとし、1 事業につき助成できる回数は 3 回までとする。ただし、区長が特に必要と認める場合には、助成できる回数を変更することができるものとする。

#### (事業の実施)

第5条 区民協働まちづくり事業として行う個別の事業は、分掌される事務の区分に応じ、区役所に属するいづれかの課においてそれぞれ実施するものとする。

#### (区民協働まちづくり事業評価委員会)

第6条 区民協働まちづくり事業の実施に関し市民の意見を聴くことを目的として、区役所に区民協働まちづくり事業評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) まちづくり活動助成事業に申込みのあった事業の評価に関するこ
- (2) 企画事業として実施した事業の事後評価に関するこ

3 評価委員会は、委員 7 人以内をもって組織する。

- 4 委員は、地域のまちづくりに関する知識又は経験を有するもののうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 評価委員会の庶務は、区役所まちづくり推進部まちづくり推進課が処理する。
- 8 評価委員会の運営に関し必要な事項は、区長が定める。

(委任)

第7条 この要綱に定めるものほか、区民協働まちづくり事業の実施に関する事項については区長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則（平成15年3月28日改正）

(実施期日)

- 1 この改正は、平成15年4月1日から実施する。

(特例措置)

- 2 第5条第2項の規定にかかわらず、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間においては、まちづくり活動助成事業に申込みのあった事業のうち市長が特に必要と認める事業の評価については、運営委員会において協議するものとする。

附 則（平成16年3月31日改正）

この改正は、平成16年4月1日から実施する。

附 則（平成18年3月22日改正）

(実施期日)

- 1 この改正は、平成18年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条第2項第2号の規定は、この改正の実施の日以後に終了する事業について適用し、同日前に終了した事業については、なお従前の例による。

- 3 この改正の実施の際現に従前のまちづくり活動助成事業評価委員会の委員である者は、この改正の実施の日に、改正後の第7条第4項の規定により委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の第7条第5項の規定にかかわらず、同日における従前のまちづくり活動助成事業評価委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成19年3月27日改正）

この改正は、平成19年4月1日から実施する。

附 則（平成22年3月24日改正）

この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

(経過措置)

2 この改正の実施の際、現に従前の区民と創るまち推進事業評価委員会の委員である者は、実施日に改正後の第 6 条第 4 項の規定により委員として委嘱されたものとみなす。

この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の第 6 条第 5 項の規定にかかわらず、同日における従前の区民と創るまち推進事業評価委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則 (平成 31 年 3 月 28 日改正)

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。